

中国の民事訴訟運用の問題点

——証拠制度を中心にして——

張 衛 平

一 中国民事訴訟法概観

1 民事訴訟の歴史的展開

一九四九年、中国共産党中央委員会が政権を取ったあと、中国国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することについての指示を公布し、国民党政府の法制度は徹底して排除され、新たな立法の原則が確立され新たな法制建設のための基礎が定められた。

一九五一年九月、中国人民政府は「中華人民共和国人民法院暫行組織条例」及び「中華人民共和国人民檢察署暫行組織条例」を公布し、裁判と檢察活動の各原則、および人民檢察署が民事訴訟に参加するという原則を定めた。そのほか、人民法院の組織設置・審級制度・裁判

組織の形式と構成・管轄および各種の裁判の基本的制度について規定した。

一九五四年中国全国人民代表大会(全人大)は「中華人民共和国憲法」、「中華人民共和国人民法院組織法」、「中華人民共和国人民檢察組織法」を採択し、同年二月、中国の政務院(内閣に相当)「人民調停委員会暫行組織通則」を公布した。憲法と両組織法が確定した人民法院と人民檢察院の活動原則と組織原則の中には、民事訴訟活動を行う基本的原則と基本的規範もあった。これらの原則が国家の根本法と人民法院・人民檢察院組織法によって確定されたことは、民事訴訟法の角度からみると中国民事訴訟法の歴史的発展であると考えられている。

一九五六年一〇月、最高人民法院は、憲法と人民法院

組織法の基本的精神に基づき、民事裁判活動の経験の総括を基礎として、各級人民法院民事事件裁判手続きについての総括という通達を配布し、人民法院にこの総括に従い民事事件を処理するよう要求した。

だが、一九五七年の反右派闘争で、集団と市民の所有権が否定され、民事上の権利義務が否定されたので、民事訴訟も実質的に否定された。さらに、文化大革命の一〇年の動乱によって、中国の法制は根本的に踏みじられ、民事訴訟は行われなかった。民事訴訟に関する立法も中断された。八〇年代に入って、文化大革命が徹底的に否定された、法の重要性が強く認識され、法制の再建が盛んに行われるようになるのである。一九八二年三月、全人大常務委員会が全人大の授權に基づき「中華人民共和国民事訴訟法（試行）」を審議・採択し、一九八二年一〇月一日より全国に試行された。

民事訴訟法（試行）は、試行の一二年の間、民事紛争の処理に対して大いに役割を果たしたが、八〇年代中期以後、経済改革と対外開放が快速に進められたため、民事関係が複雑化し、民事紛争の規模全体も急速的に増大した。十数年前には裁判所は年間わずか二、三〇万件の

民事事件を扱っていたにすぎないが、九二年にはその六倍ぐらいの民事事件を処理しなければならなかった。改革・開放と市場経済の発展の必要に応じ、「民法通則」等の実体法に従い、民事紛争の処理の必要に応じるために、九〇年初期から本格的民事訴訟法（試行）の改正が開始された。一九九四年四月九日、「中華人民共和国民事訴訟法」が公布され、同日施行された。

2 裁判組織

中国の人民法院の組織体系は、他方各級人民法院・専門人民法院・最高人民法院によって構成され、他方各級人民法院は基層人民法院・中級人民法院・高級人民法院に分かれる。

基層人民法院は、行政区画に従い、県クラスに、全国にあわせて二七〇〇余り設置されている。基層人民法院は、地区・人口および事件の状況に基づき若干の人民法廷を設立することができる（法院組織法（一〇条）。全国に約一万五千の人民法廷が設置されている。中級人民法院には、省・自治区内に地区ごとに設立された中級人民法院、直轄市内に設立された中級人民法院、省・自治区の管轄市の中級人民法院および自治州の中級人民法院が

あり、全国に三〇〇あまりある。普通の事件はもちろん、重大な涉外事件・特許紛争事件も中級人民法院が管轄する。

高級人民法院は、省・自治区・直轄市ごとに一つ設置され、全国に二九ある。

専門法院には、軍事法院、海事法院、(海事・海商事)件を審理する専門法院である。)、森林法院、鉄道法院などがある。

最高人民法院は国家の最高の裁判機関であり、また、他方各級人民法院および専門法院の裁判活動を監督する(法院組織法三〇条)

最高人民法院は以下の第一審民事事件を管轄する。1、全国に重大な影響を有する事件、2、本院が審理しなければならぬと認める事件(民事訴訟法二二条)。しかし、最高人民法院はほとんど第一審民事事件を審理することなく、終審の民事事件も少ない。実は最高人民法院は、主に各級地方人民法院・専門法院に対する監督を行うとともに、地方人民法院・専門法院からの法律適用上の疑問に回答するのである。事件の処理面で、日本の最高裁判所ほど大きな負担を負っていない。

中国の上訴制度は、現在、二審制が採られている。そして、上訴審は第一審裁判所のすぐ上の裁判所となるのが原則である。中国(国民政府)でも、かつて三審制が実施されたことがある。しかし、中国の地域が広いので、中国の実施経験によれば、二審制の方が中国の実際に適しているというのが二審制の立法理由である。

「合議制」は人民法院が民事事件・経済紛争事件を裁判するにあたっての基本的な裁判組織であり、第一審の簡単な民事事件・第二審上訴事件・再審事件、法律が特に合議制によると定められるものは、すべて、合議制による。しかし、事件の性質と審級の違いにより、合議廷の構成も異なる。

簡易手続を適用し審理する民事事件と簡単な民事事件は裁判員一名が単独で審理の任にあたり、単独制といわれる。

日本の裁判官独立と違い、中国では、人民法院独立と考えられている。人民法院は全体として、裁判権の行使に際し独立なのであって、裁判官の独立、合議廷の独立は認められない。合議廷は事件の裁判について人民法院の指導および監督を受けなければならないとされ、そし

て指導と監督は裁判委員会を通じて行われるのである。裁判実務において、裁判委員会が重大な、または疑わしく判断の難しい事件を討議することがある。

3 民事訴訟法規範

現行の民事訴訟法（一九九四年四月九日公布）は体系上四編にわかれており、第一編総則には、民事訴訟法の任務・適用範囲及び基本原則、管轄、裁判組織、回避、訴訟参加者、証拠、期間・送達、調停、財産保全（理論的に訴え提起前財産保全と訴訟中財産保全に分けられる）及び事前執行（先予執行）、民事訴訟の妨害に対する強制措置ならびに訴訟費用を含む。第二編は裁判手続であり、第一審通常手続、簡易手続、第二審手続、特別手続、裁判監督手続、督促手続、公示催告手続ならびに企業法人破産弁済手続を含む。第三編は執行手続、第四編は涉外民事訴訟手続の特別規定である。編以下は、章・節・条に分かれ、あわせて四編二九章二七〇条である（日本の法律条文に比べると、中国の法律条文は著しく短い。これは、立法作業の指導思想として法律の制定はできるだけ法律条文の冗長・煩雑を防ぐことが重要とされていることによる。民事訴訟法の条文はこれまでの

法律のなかで一番多いとされる。民法（民法通則）のよ
うな基本的法律でもわずか一二五条しかない。これに対
して、法律関係の複雑化に伴って、法律はなるべく詳
しく定めるべきではないかという声がある）。

民事訴訟法を除いて、主に民事訴訟の機構および作用
を規律する規範は最高人民法院の「中華人民共和國民事
訴訟法」に関して解釈する通達であり、あわせて三二〇
条である。

先例拘束性の原理に導かれた判例法というものは中国
にはない。一九八〇年代後半から、中国では判例制度を
導入すべきではないかという議論が盛んになってきてい
る。しかし、理論界と実務界では判例制度の導入を否定
する考え方が圧倒的多数である。判例法の採用に反対す
る理由として、判例法が制定法に対立する概念であるこ
とを指摘する。成文法を主体としてきた中国はコモン・
ローとは原理的に相容れないし、裁判官も判例を法とし
て用いる経験をもっていないとする。判例主義がとられ
ないので、最高人民法院と上級人民法院の判決は地方各
級人民法院と下級の人民法院の審理に対して拘束力がな
い。しかし、最高人民法院が地方各級人民法院の裁判活

動におけるさまざまな問題点に対して示した「司法解
釈」は人民法院の民事裁判を規律することに大きな役割
を果たしている。⁽³⁾

二 中国民事訴訟の証拠制度の基本的特徴

—— 準職権探知主義 ——

証拠は、すべての裁判の基礎であるのみならず、あらゆる事実の確定の基礎である。そして、証拠制度は、証拠による事実の確定のプロセスを規制するものであるから、すべての裁判の中核となる法制度である。これについては、各国の証拠制度にも例外がないに違いない。

ところが、法伝統、法文化、イデオロギー等によって、各国の証拠制度には、大きな違いがある場合がある。中国の証拠制度は、英米の証拠制度と比べれば、全体的に重大な相違があるばかりでなく、ドイツと日本の証拠制度と比べても、かなり異色の存在であるといえる。中国の民事訴訟は、日本の民事訴訟との比較から見れば、その手続や制度を構成する個々の法原理、ひいては手続の在り方について、いろいろな相違がある。たとえば、当事者主義、弁論主義、裁判官独立、自由心証主義、既判

力などの法原理・法制度は、中国の民事訴訟では採用されていない。個性的な民事紛争の解決の歴史発展と旧ソ連の民事訴訟制度の影響を受け、また、中国特有の政治・経済構造によって、いろいろなユニークさをもって、英・米・日・独の民事訴訟との最大の相違は、証拠制度にあるのではないかと思う。民事訴訟の全体の相違が集中的に証拠制度に現れている。

訴訟資料の収集、提出についての裁判所と当事者の役割分担を決める、日本の民事訴訟における原則は弁論主義である。弁論主義とは通常、訴訟資料の収集、提出(事実の主張、証拠の提出)を当事者の権能かつ責任とする法原理をいう。その適用範囲については、最も広義の概念は、請求、事実の主張、証拠の提出といった三つのレベルのいずれにも適用される⁽³⁾。この原則に対立する解釈論上の概念としては、通常、職権探知主義が用いられている。即ち訴訟資料の収集、提出をすべて裁判所の権能であるとする原則である。しかし、このような職権探知主義は、現実にはまったく存在の可能性がないと思う。日本の中国法研究者は、通常中国の民事訴訟法が基本的な形態として、職権探知主義を採っているという

考え方を持っている⁽⁴⁾。ただ、中国の民事訴訟法の法文上、あるいは民事裁判の実務上には、訴訟資料の収集、提出をすべて人民法院に任せるという規定、あるいは運用事例はほとんどない。

職権主義は、訴訟資料の収集、提出をすべて裁判所の権能かつ責任とするので、当事者の主張という観念を容れる余地をまったく持たないものである。しかし、中国の民事訴訟法の規定によって、当事者は自己が提出した主張について証拠を提供する責任を有する。当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できない証拠、または人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠は、人民法院が調査し収集しなければならない。実は、民事訴訟の場合に訴訟資料を収集し提出するかどうかは、人民法院の自由裁量であるので、当事者は自己の利益のために、一生懸命に自分側に対して有利な証拠資料を収集したり、提出したりするのである。つまり、もしその事実が証明されなければ、自分の主張する有利な法律効果が認められない結果になるからである。一定の法律効果、例えば、権利の発生、消滅の成否を判断するのに必要な事実の存否が訴訟上いずれにも確定できない

場合(真否不明の場合)に、法律上自分に不利に仮定されることになるという当事者の危険も存在する。

日本の民事訴訟では、弁論主義により、当事者が提出し、弁論を経た事実しか裁判の基礎にならない。これに対して、中国の民事訴訟の場合は、当事者が提出していない事実を裁判の基礎にすることができるだけでなく、人民法院が職権で証拠の収集をすることができる。中国の証拠制度は、この点からみれば、疑いなく職権探知主義の特徴を持っているのであるが、中国の民事訴訟実務では、人民法院が職権で証拠を収集する場合は少ないので、準職権探知主義といえるかもしれない。

三 証拠の収集・提出についての中国の立法

一九八二年の民事訴訟法(試行)から一九九二年の民事訴訟法までの変化からみれば、職権探知主義の色彩がうすくなったといえる。民事訴訟法(試行)五六条は、「当事者はみずから提出した主張について証拠を提出する責任を負う。人民法院は法定手続に従って証拠を全面的、客観的に収集し調査しなければならない」と規定していた。一九九二年の民事訴訟法の公布まで、学説上、

五六条の前段が当事者には「举证責任」があるとの規定であり、後段が証拠を収集し調査するについて人民法院の職務上の権限を定めるものであると解されていた。当該条文の後段の「人民法院は法定手続に従って証拠を全面的、客観的に収集し調査しなければならない」という規定は、表面からみれば確かに職権探知主義の概念に当たるに違いない。

一九九二年の民事訴訟法は、証拠の収集・提出の面で、民事訴訟法(試行)と若干の相違がある。それは、人民法院の証拠の収集の権限を限定しているのである。人民法院の収集できる証拠は、当事者およびその代理人が客観的原因により自ら収集できない証拠、または人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠のみである。民事訴訟法(試行)のように、人民法院がすべての証拠を収集するのではない。

一九九二年七月一四日に最高人民法院審判委員会が「中華人民共和國民事訴訟法についての解釈」(關於適用《中華人民共和國民事訴訟法》若干問題的意見)を公布した。この解釈七三条は、民事訴訟法六四條二項により人民法院が職権で調査・収集できる証拠は次のよう

な場合であると定める。

- 1、当事者およびその訴訟代理人が客観的原因によりみずから収集できない証拠。
- 2、人民法院が鑑定・検証の必要があると認める場合。
- 3、当事者の提出した証拠が相互の間に矛盾がある場合。

4、人民法院は自分で証拠の収集の必要があると認める場合。

この解釈により人民法院が証拠を収集する職権は制限されるが、やはり証拠の収集について人民法院の大きな自由裁量が保留されていることがわかる。

四 中国の証拠制度における準職権探知主義の形成原因

制度は歴史の所産である。裁判所による積極的な証拠収集という裁判慣行の形成は、中華人民共和國の建国以前共産党の支配した地域である「解放区」時代の民事審判の経験にさかのぼることができる。かような経験を代表するのは、四〇年代の解放区で著名であった審判員の馬錫五により案出されて今日「馬錫五審判方式」と呼ば

れている裁判形態である。民間でもめごとが起これば、審判員がみずからめごととの現地へ出掛けて行き、大衆の中に入って争いの経緯を調べ、証拠を集めると同時に、説得と教育を重ねて合意による紛争の解決に努力するところがその裁判形態の主な内容をなしている。このような審理様式には、一般民衆のために訴訟の便利をはかるとの考慮や当事者をはじめとする大衆を政治的に教育、動員する契機などが含まれていたが、裁判機関による職権探知慣行の形成にとつて重要であるのは、審判員が法廷を離れ、現地へ赴いて事実の調査と証拠の収集に乗り出すこと、しかもかような真相究明のための活動が説得、教育による紛争自体の解決と不可分の一体となつていたことなどの特徴であろう。

建国後、長い時期において公式的な民事訴訟法規が制定されていなかったが、前述した特徴を持つ審理様式は実務において基本的に維持されてきた。さらに、民事訴訟法の制定過程中には、この伝統的な審理様式を受け続けることがくりかえして強調された。現行の民事訴訟法の中にこの審理様式が残留しているのはおかしくないことだと思ふ。

もう一つは、旧ソ連の法の基本的な理論とその民事訴訟法の影響を受けたことである。これまで、中国と旧ソ連はイデオロギー的に同じ形態に属することは周知のところである。旧ソ連の社会の諸分野についての理論は、すべて中国にたいして重大な影響を与えた。特に、ソビエト初期革命の指導者としてのレーニンの政治制度、経済制度および法律制度に関する理論は、これらの制度の成立・運用に指導的な役割を果たすと認められていた。

レーニンの理論により、「われわれは、すべて私的所有を認めない、経済の分野ではすべてのものが公法の範囲に属するから、私的のものがないと考えている。」⁽³⁾との思想である。その上にレーニンは、国家が私法関係に対して干渉を強めるようにと強調した。旧ソ連の民事訴訟の理論は、レーニンのこのような観点通りに構成されていたといえるのではないかと思う。旧ソ連の民事訴訟の理論によつて、裁判所が、自分で証拠を収集する職権を持つのは、国家の経済分野にたいする干渉を表すと思われている。⁽⁴⁾

旧ソ連のこの学説を、中国の民事訴訟学者が受け容れた。そして、従来の中国の民事訴訟理論の通説となった。

上述の理論は、従来、中国の民事訴訟立法と民事訴訟の実務において、職権探知主義を支えて、重要な指導的なものであった。

なお、中国の特有の経済制度と民事訴訟の関係から見れば、計画経済体制は、中国の民事訴訟における職権探知主義の形成・存在に対して密接な関係があるのではないかと考えている。従来の経済体制の下で、全体的に言えば、経済活動の主体として国营企業は、国に厳しく抑えられている。国家(政府)は、企業の生産・経営に対して、介入し監督することができる。この国家の経済分野への介入・監督の意思は、法律と裁判所を通じて、民事訴訟紛争分野の中に自然に入り込んだ。中国の人民法院は、司法活動中は独立であるが、日本の裁判所と少し違いがあり、国家司法機関と認められているから、国家(政府)の意思を伝達する仲介となると考えられている。実際に、中国共産党(与党)が中国の国家指導者として、マクロの角度から司法裁判に対して指導する権力をもっている。司法独立の観念は、ブルジョアジーの法観念とされてかたく否定された。確かに、中国の民事訴訟法の条文に、人民法院は法の規定に従い民事事件につい

て独立して裁判を行い、行政機関・社会团体及び個人の干渉を受けないという規定があるが、しかし、政法委員会(共産党の司法を指導する専門機関)が民事事件、刑事事件、行政事件の裁判について参与或いは決定権をもっている。以上の民事訴訟法の規定は党の法律専門機関の干渉を含まないと考えられている。中国の法制近代化は、八〇年代から始まったにすぎない。人民法院はやはり実質的に見れば、行政的国家機関といってもいい。だから、人民法院は、民事裁判に国家(政府)の意思を貫かなければならない。従って、中国の計画経済体制は、中国の民事訴訟職権探知主義の形成の主な原因あるいは土台になると思われる。言い換えれば、民事訴訟職権探知主義は、計画経済体制の要求である。この経済体制の存在と共に、職権探知主義が続いていくのではないかと考えている。

社会主義国家のイデオロギーは職権探知主義の形成の重要な原因であるばかりではなく、職権探知主義の哲学の基礎であると思われる。社会主義国家では、立法と法の実施にすべてマルクス主義が指導的な原則として強調されるのである。中国の特有の法意識から見れば、

中国の立法と司法がマルクス主義の基本原則に衝突することはできない。中国の場合に、マルクス主義の核は、「事実求是」という基本的な原則として概括されている。「事実求是」というのは、簡単にいえば、事実を踏まえることあるいは事実⁽⁹⁾に忠実なることである。

「事実求是」という原則によれば、裁判所は、民事訴訟においても実体的真実を徹底的に追求すべきである。典型的なケースは、当事者が有る事件の事実を自白しても、自白した事実がないと明らかにした時には、自白の法律効果が認められないことになる。当事者の陳述や自白は、実際の状況と一致する場合にのみ、証明力が認められ裁判の資料となるというのが通説である。

従来⁽⁹⁾の通説によれば、人民法院は、民事訴訟において実体的真実の徹底的な追求のために、当事者の主張しない事実でも裁判の資料として採用でき、当事者間に争いのない事実（自白された事実）でも裁判の資料として採用しないことができ、証拠を調べる際に、当事者の申し出た証拠の外にも職権で他の証拠を取り調べる⁽⁹⁾ことができる。

四 証拠の収集・提出についての学説

旧ソ連の民事訴訟法理論が中国の民事訴訟法の立法と理論の形成に対して大きな影響を与えたことはいうまでもなく明白である。証拠の収集・提出について、旧ソ連の学説によれば「ソビエトの民事訴訟では、裁判所が当事者の主張に拘束されず、すべて事件についての証拠を収集することができる権力を持っている⁽¹⁰⁾」そして、「当事者（原告、被告、訴訟参加人、当該訴訟に参加できる検察長）が証拠を収集できるばかりでなく、裁判所も職権で主動的に証拠を収集して、事件の事実を明らかにするのがソビエト民事訴訟の特徴のひとつである⁽¹¹⁾」。これは、旧ソ連民事訴訟法学者により資本主義の民事訴訟と区別された社会主義の民事訴訟の特徴と考えられた。中国の民事訴訟法も社会主義の民事訴訟法であるから、もちろんこのような特徴を持っていると思われる。

訴訟資料の収集、提出における裁判所と当事者の役割分担については、中国民事訴訟法学界では、いままで裁判所と当事者はどちらも訴訟資料を収集、提出できるとの説が通説である。八十年代初期、中国民事訴訟法学界

では挙証責任という専門語がはじめて使われたが、一部の論者は、裁判所が訴訟資料を収集、提出するのは職権ばかりでなく、義務あるいは責任であり、裁判所は事件の事情を明らかにする責任を負うべきだから、「挙証責任」を負う、との考えを持っていた。しかし、「挙証責任」の实质は当事者が、自己の主張を証明しないあるいはできないときに不利益な事実認定や敗訴の危険を受けることであるというのが、大部分の論者の考え方である。その後、裁判所も挙証責任を負うとの見解は批判された。

ところが、挙証責任の性質は、民事訴訟理論では長期にわたる論争の焦点である。挙証責任に関する学説をおそらく次のようにまとめることができるであろう。

1 義務説。義務説によれば、挙証責任は当事者の義務であって、当事者には法律規定の手続により、証拠を提出する義務があるので、証拠を提出しなかったら、自己に対する不利益な訴訟結果を受けなければならない。

2 権利義務説。挙証責任というのは、当事者の訴訟上の権利であると同時に、且つ当事者の訴訟上の義務である。その理由は、一方では、中国民事訴訟法の規定に

より、当事者が証拠の収集、提出の権利を持つ。民事訴訟法は当事者が人民法院に訴訟請求(主張)を提出する権利を有すると規定する以上は、当事者に証拠の収集、提出の権利を与えるべきである。他方では、人民法院の裁判活動から見ても、当事者は自己が提出した主張に対して証拠を提出しないで、証明ができなかったら、その主張が人民法院で法律上保護されないに違いないから、人民法院にたいして当事者の果たすべき法的義務である。そして、「当事者は自己が提出した主張について証拠を提供する責任を有する」と定めた中国民事訴訟法六四条

一項によれば、当事者の証拠を提供することは明らかに訴訟義務として規定されたことと思われる。⁽¹³⁾

3 不利益説、負担説、敗訴危険説。その学説によれば、当事者は自己が提出した主張について証拠を提供しないあるいは証拠を提供したが、証明ができなかったときに、不利益な判決あるいは敗訴の結果を受ける。人民法院は職権で証拠を収集することができるともかわらなく、事実の真偽不明の場合は客観的に生じうるので、当事者のいづれか一方に不利益な事実認定や敗訴を受けさせなければならない。⁽¹³⁾

中国の民事訴訟法学では、挙証責任という概念が用いられて来たが、それは、行為責任としての主観的挙証責任を指すものとして用いられるのが通常である。八十年代末から、挙証責任の法的性質を結果責任としての客観的責任であるとの考えが始めて現われた。ドイツ、日本、台湾の証拠理論の影響を受けて、挙証責任について主観的挙証責任と客観的挙証責任を明確に区別する考え方が出て有力説となるが、一方では、裁判所が全面的、客観的に証拠を収集し、事実を調査しなければならぬのに、他方では当事者の一方に真偽不明の場合に不利益な事実認定や敗訴を受けさせるのは、両方が論理に矛盾すると認められて、主観的挙証責任と客観的挙証責任はいずれも否定されるとの見解もあった。

挙証責任の分担については、中国民事訴訟法には「当事者は自己が提出した主張について証拠を提供する責任を有する」という規定があり、これが多数の論者により挙証責任の分担に関する原則とされているが、当該規定によれば、同一事実に対して原告と被告が、ともに挙証責任を負担する結果とならざるをえないから、挙証責任の分担についてはっきりしないといえよう。少数の学者

は、挙証責任の分担について、適用される法規の各要件事実ないしは類型化された事件類型の各要件事実ごとに なされるべきであり、各当事者は自己に有利な法規の要件事実について証明責任を負うべきであるとする規範説あるいは法律分類説を主張している¹⁴。しかし、中国では、証拠の収集について裁判所と当事者の役割の分担が理論上に明確に解決されていないので、挙証責任の分担について理論的に深く検討することができないのではなからうか。

五 中国の民事訴訟における職権探知実態

法律の具体的な実施は、法律の条文規定と一致しない場合がある。中国の民事訴訟における職権探知の運用と民事訴訟法の規定との差も客観的な存在である。

一九八二年の民事訴訟法(試行)あるいは一九九二年の民事訴訟法では、人民法院が証拠を収集することができるにもかかわらず、証拠の収集は、人民法院の職権活動であるから、ある事件の審理中、職権で証拠を収集するかどうかは、まったく人民法院の自由裁量に任されているのである。

だいたい八〇年代末までは、人民法院は自ら証拠を収集する場合が多かったといえる。

当時の人民法院の裁判慣行によれば、当事者が証拠提供の責任を負うというのは、人民法院の主動的な証拠の収集・調査の職責を免れさせるものではなく、人民法院は、当事者が充分な証拠を提出できない場合に、調査も行わずに当事者に不利な裁判を下すことはできなかった。当事者が証拠を提出できない、かつ、人民法院にも必要な証拠をとる方法がない場合に、はじめて、証明責任を負う側の当事者に不利な裁判を下すことができるという意味であるということになる。

八〇年代中期に、学界に真偽不明の処理として、証拠を提出すべき当事者が証拠を提出しなければ、敗訴のサンクションを受けるべきであるという主張があった。これは「举证責任」と言われたが、解釈論として、訴訟進行の結果、真偽不明の場合、客観的举证責任規則に基づいて当事者のどちらか一方に不利な判断を下すことは、上述の「事実求是」の基本的な原則と民事訴訟法(試行)五条の規定した「事実を根拠とし、法律に準拠しなければならぬ」という原則に違反すると批判された。

実は、私の知っている限り、当時、人民法院では、真偽不明の場合に自己が主張を提出したが、証拠を提出しない当事者に敗訴の不利益を負わさせることが、一般的であったとはいえないが、すでに少数の人民法院がこの仕方を試みはじめていたようである。実務では、人民法院に当事者双方が争議の事実に対して証拠を提出しなければならぬと要求され、当事者双方が証拠を提出したら、双方の証拠を比較して証拠力の強い当事者が勝訴となる場合もあった。

一九八八年八月に開かれた第一四回全国法院工作会议以後、この試行はかなりの規模で展開され、多くの人民法院によって行なわれるようになっていく。その展開の様式はさまざまであるが、典型的な一例としては、ある中級人民法院が一定の数の地方人民法院を選び、そこで当事者の举证責任強化に関する審理様式の改革を試みさせて、一定の期間が経過してからその経験を総括してみずからの管轄下にあるすべての地方人民法院に改革された審理様式を普及させてゆく⁽¹⁵⁾。重慶市中級人民法院管轄下の砂区人民法院(西南政法大学と同一区にある)は、全国で最初に審理様式の改革を試行する法院として指定

された。従来の裁判慣行を変えて、裁判方式を転換するという考え方は、社会主義の市場経済体制への転換に相応しいことをきっかけとして持ち出された。「挙証責任」の試行は、伝統的な裁判方式の転換の重要な一環と認められた。

学界では、「挙証責任」の性質、サンクション、分配などについて検討しているところであるが、民事訴訟実務では、人民法院は、すでに挙証責任に対する理解のとおりに遂行しているのである。従来の裁判慣行によると、訴訟が一旦受理されると、当該事案を担当する裁判官は、手元にある資料を閲覧した上で、通常書記官とともに紛争発生の現地などに赴き、当事者をはじめ関係人となるべくもれなく尋問し、法の規定に従って調書を作成したり物証を手にいれ、あるいは鑑定を囑託したり、関係のある「単位」——機関、団体、組織に問い合わせたりして当該紛争の事実関係を徹底的に調べた。しかし、八〇年代末から、大型民事紛争を除いて、普通の場合には、このような調べ方は、少なくなった。この変化は、民事紛争解決の面で積極的態勢ではなく、却って後退であるという声がある。しかし、新たな民事訴訟法の施行と

もに、民事裁判様式の改革は、一步一步進められている。挙証責任は、民事裁判様式の改革の一環として、更に民事訴訟実務中で強化されている。挙証責任の基本的な意義に関して、実務界の考え方は、人によって多少違いがあるが、もしその事実が証明されなければ、自分の主張する有利な法律効果が認められない結果になるとの点については、学界でも異議がないと思っている。

挙証責任を認めれば、挙証責任の分配に及ばなければならぬ。実務では、民事訴訟法六四条一項の規定した「当事者は自己が提出した主張について証拠を提供する責任を有する」との定めを挙証責任の分配の基本的な原則と考えている。通常、民事訴訟実務では、主張というのは、ある権利の発生またはある権利の取得を定めた規定の要件事実と思われている。これによって挙証責任の分配を行えば、学説上の法律要件分類説に相当するといえる。(大学では、法律専攻の大学生を受講対象としての民事訴訟講義あるいは外国民事訴訟講義に証明責任に関する学説が重要な内容とされて教えているから、法学部出身の裁判官は、証明責任の内容がわかっている。)人民法院は、当事者の起訴を受理するときに、当事者に

挙証責任の分配と挙証責任の法律効果を説明するのが普通である。当事者が弁護士に委任しない場合は、挙証責任について繰り返し説明しなければならない。挙証責任の意味は行為責任としての主観的責任があるし、結果責任としての客観的責任がある。

挙証責任の分配を定める実質的な根拠としては、当事者間の公平、合目的性、平均的正義などが考えられるが、挙証責任の分配には、法律要件分類説に厳しくよれば、当事者間の公平、正義を実現することは困難になると思われている。製造物責任訴訟は代表的なものである。公平、正義の実現のために、ある場合に挙証責任の倒置が必要である。最高人民法院の「中華人民共和國民事訴訟法に関する司法解釈」〔「關於適用中華人民共和國民事訴訟法若干問題的意見」〕によれば、訴訟で当事者は自己が提出した主張について証拠を提供する責任を有するが、以下の権利侵害訴訟では、原告が提出した侵害事実について被告が否認した場合には、被告が挙証責任を負わなければならないのである。1、特許紛争で特許訴訟。2、危険な作業による人身の損害賠償訴訟。3、環境汚染の損害賠償訴訟。4、建築物または他の施設および建

築物の上に置かれた物またはかけた物が倒れ、墜落、脱落による、人身の損害賠償訴訟。5、他人の飼った動物による人身損害賠償訴訟。6、その他の法律の規定により被告が挙証責任を負うべき場合。

実例を挙げて、少し説明したい。一九九四年七月、中国広東省仏山市陶器研究所は、被告が不正に自己所有の特許の製造技術を盗用して、同様の製品をつくっていると主張して、被告である会社に差止めと損害賠償の訴えを提起した。管轄裁判所の仏山市人民法院は、訴訟中、最高人民法院の「中華人民共和國民事訴訟法に関する司法解釈」七四条挙証責任の倒置に関する規定によって、被告会社に製品の製造技術が自分で研究したものであることにつき証拠を提供することを命じた。被告らは、挙証責任の倒置が従来の裁判慣行に違反すると反論したが、結局、当該製品の製造技術が自分で研究したものであるとの証拠を提供できず、敗訴の結果を受けた。(二人の陶器の専門家である参審員は当該事件の審理に参加した。)⁽¹⁶⁾

学説においては、当事者の挙証責任を巡る議論がイデオロギーのレベルでの建前ともからんで混迷の状態にあ

るといえるが、民事訴訟の実務では、あまり学説の動向を顧みない、かなり大胆な姿勢で職権探知の慣行を変えて行くような傾向がみられる。

民事訴訟の実務における人民法院の裁判慣行を変えようとする試みは、以下の要因に基づくと思われる。

市民の権利意識が強くなり、新しい経済関係の出現、経済の活性化で民事的紛争が増加してくると同時に、人民法院の裁判機能が強まり、紛争処理の機能を担う諸社会組織、国家機関のなかで人民法院の果たす役割が著しく増大してきた。一方、従来民事的紛争を処理してきた人民調停委員会は、財産紛争の処理が以前に比べると弱くなってきたから、財産関係の紛争を処理する機能が人民調停委員会から人民法院へ移ってゆく傾向がある。一九八〇年に人民調停委員会は、人民法院の受理した第一審民事事件数の一〇・八倍に相当する民事的紛争を処理したが、九〇年代に入ると、その比率が四・五倍ほどになった。人民法院の審判員にとって、民事紛争の増加した今日では、訴えを受理した後に、以前のように紛争の現地へ赴き、大衆の中に入って事実の調査、証拠の収集を行うことが無理になる。

そして、人民法院が自ら証拠を収集するのは、民事紛争の解決のコストを高めることになる。現在、人民法院の経費の不足が目立った問題になっている。人民法院は、通常、自ら証拠を収集していない、といわざるをえない。

弁護士制度の発展は、民事訴訟における当事者側の証拠収集能力を強化させた。弁護士は証拠の収集にますます重要な役割を果たす。当事者双方から提供した証拠資料が事件の真実を明らかにするのに充分になれば、人民法院が証拠を収集することは必要ではない。

市場経済体制の成立、運用は、国家の経済活動に対するの干渉、介入を弱めるよう要求することになると思われる。これに関連して、裁判機関として人民法院の職権探知主義は、弱くなるべきである。市場経済体制のもとで、人民法院の広汎的な職権探知は、民事訴訟の当事者の平等にマイナスの影響を与えると考えられている。

六 証拠制度の運用における問題点と今後の発展

中国の民事裁判様式の改革は、不断に順調に進んで行くという報告があるが、この改革は、さまざまな問題に

関連することが必然である。主な問題は証拠制度に集中しているといえる。

証拠制度の改革における当事者の挙証責任が強化されているが、挙証責任の強化は、中国民事裁判の伝統でもある実体的真実発見の理念との緊張をもたらずに違いない。中華人民共和国民事訴訟法の規定(二条)により、人民法院が事実を明らかにし、是非をはっきり区別する上に法を正しく適用し、民事事件をすみやかに審理し、民事上の権利義務関係を確定するのは、中国の民事訴訟の任務である。なお、民事訴訟法第七条の規定により、「人民法院は民事事件の審理にあたっては、事実を根拠とし、法律に準拠しなければならない」。そして、理論の面で指導思想として「事実求是」(事実には忠実する)は、人民法院の職権探知とどんな関係に立つかが問題になる。事実には忠実に裁判するという原則により、人民法院は全面的に事件の真実を究明するという義務を有するということ観念が根強い。そうでなければ、事実には忠実に裁判するという原則に違反する恐れがある。学界では、人民法院の職権探知主義の緩和と挙証責任の強化に関する検討が泥沼化の状態にある。これは越えられないほどの

問題になるとの考えを持っている学者が少なくない。

今は、挙証責任の強化と要求されているが、挙証責任に関する規定は完備されていないといえる。人民法院によって、当事者の挙証責任強化に関する審理様式に違いがある。挙証責任に関する規範、特に挙証責任の分配の規則も一致していない、そして、これらの規則は不透明で審理の不正をもたらず恐れがある。例えば、民事訴訟法六四条の規定により、「当事者およびその代理人が客観的原因により自ら収集できない証拠」は、人民法院が調査し収集しなければならないと定められているが、「客観的原因」というのが、どんな場合を指すかははっきりしていない。

上述のように、人民法院は、民事訴訟において挙証責任の原理を実行しているが、他方自ら証拠を収集する職権をもっている。ある事件の審理において職権で証拠を収集するかどうか、まったく自由裁量によって決まる。そして、職権で収集した証拠資料が判断の基礎として使われて、いわゆる当事者への「不意打ち」の問題が非常に起こりやすいものである。今後、当事者への「不意打ち」防止のために、当事者の証拠についての質問権、尋

問の法的手続を整えるのが重要な課題になる。訴訟実務では、人民法院の収集・提出した証拠が当事者の収集・提出した証拠と不一致の時には、ほとんど前者を事実認定の基礎として判決するのが普通であるが、このような処理は合理的かどうか疑問であって一層検討が必要であらう。

実務界では、伝統的な民事裁判様式の改革を行うと同時に、学界では、民事訴訟様式の転換を検討している。民事訴訟の基本的な様式は大いに転換するべきとの主張を出した。当事者主義・弁論主義を採用することは将来の中国の民事訴訟の基本的な行き方かもしれない。じつは、旧来の民事裁判慣行を改革するというのは、既存の職権主義民事訴訟を弁論主義の民事訴訟に変えることにほかならない。現在の民事裁判の改革の方向は、弁論主義を特徴とする訴訟様式に緩やかに近づいていく趨勢を示している。⁽¹⁷⁾

(1) 中国共産党は、一九二一年に結成された後、労働運動・農民運動を指導し革命を遂行して行くが、その革命根拠地・解放区で生まれた司法制度が現行中国の司法制度の

原型である。司法制度について主な規制は裁判部暫行組織および裁判条例である。

- (2) 沈宗靈「当代中国的判例——一個比較法研究」(中国法学)一九九二年一期
- (3) 高橋宏志「弁論主義について(一)」法学教室一一〇号九五頁。
- (4) 田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」アジア経済旬報一二四一号。
- (5) 王亞新「中国の民事訴訟における職権探知方式とその変化(一)」民商法雑誌一〇三卷六号八九頁、一九九一年。
- (6) レーニン「レーニン全集」四二二、四二三頁(ノシア語版)
- (7) レーニン「レーニン全集」三三卷二二二、二二三頁。
- (8) ケーレマン(旧ソ連の著名法学者)「ソビエト民事訴訟」一九五六年「法律出版社」(中国)九六〇九八頁参照。
- (9) 拙稿「中国民事訴訟法事情」ジュリスト一九九五年九月一五日。
- (10) ケーレマン「前掲(注八)」。
- (11) A・A・ドボアリスギ「ソビエト民事訴訟」一九八五年 法律出版社(中国)二〇〇、二二二頁。
- (12) 王懷安主編「中国民事訴訟法教程」一五五頁。一九九二年。人民法院出版社。
- (13) 李 浩「民事訴訟責任研究」三五頁。中国政法大学出版社。一九九三年。
- (14) 李 浩「民事訴訟責任研究」一三四〜一四一頁。

- (15) 王亜新「前掲(注五)(二・完)」民商法雑誌一〇四巻
一号七五頁。
- (16) 「仏山判決および経緯」人民日報(海外版)一九九四
年八月七日。
- (17) 拙稿「転制与応変——論我国伝統民事訴訟体制的構造
性変革」学習与探索一九九四年四期。
- 〔参考文献〕
- 齊藤明美「現代中国民事訴訟法」一九九二年 晃洋書房
- 田中信行「中国法入門」一九九一年 三省堂
- 田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」アジア経済旬
報二二四一号
- 張衛平「中国民事訴訟法学事情」ジュリスト一九九五年九月
一五頁
- 王亜新「中国の民事訴訟における職権探知方式とその変化」
(二・完) 民商法雑誌一〇四巻一号、一九九一年
- 王家福・江偉・韓延竜「現代中国涉外取引法論」法律文化社
- 季衛東「調停の法発展のメカニズム(一)(二)(三)——中

国法制化のアンビバレンスを手掛かりとして」民商法雑誌
一〇二、一〇三、一〇四。

以下中国語

柴尧邦「中国民事訴訟法学」主編 中国公安大学出版社 一

九九二年

王洪俊 主編 張衛平 副主編「中国審判理論研究」重慶出

版社一九九三年

常イ主編「民事訴訟法学新論」中国政法大学出版社一九九二

年

常イ・張衛平「民事訴訟法学的新課題」(上)(下) 中国法学

一九八七年五期、六期

段春生「对民事訴訟挙証責任的探討」法学 一九八九年二一

期

湯維建「論民事挙証責任的法律性質」法学研究 一九九二年

三期

李祥琴「民事訴訟中的挙証責任」法学研究 一九九〇年四期

(西南政法大学教授)